荒川区公共施設等総合管理計画（概要版）

1．計画の基本的事項　（P1～P3）

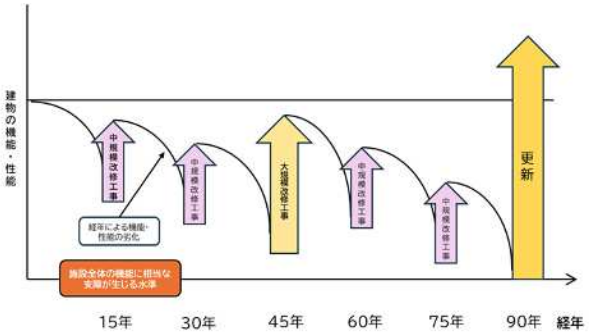
目的：施設の老朽化や社会経済情勢の変化を踏まえ、区が保有する公共施設等の現状やコストを一元的に把握・分析し、財政の健全性を維持しながら、安全・安心で持続可能な施設配置と質の高い区民サービスの提供を目指すために計画を改定する。
期間：令和9年（2027年度）～令和18年（2036年度）の10年間
対象：区有の205施設（建築物307棟、延床46.5万㎡）及び道路、橋りょう、公園等のインフラ施設

2．公共施設等の現状　（P4～P12）

・公共施設等の延床面積は、昭和39年以前の建築物が最多で老朽化が進行しており、今後同時に大規模改修や建替えの時期が到来する。
・令和22（2040）年まで人口は増加の見通しであり、継続的な施設需要が見込まれる。
・区の財政は、過去10年間歳入及び基金は堅調に増加しているものの、歳出についても増加傾向にある。
・近年の物価や労務単価の上昇、資材価格の高騰等により、建設コストは前計画策定時の前提を大きく上回る状況となっている。

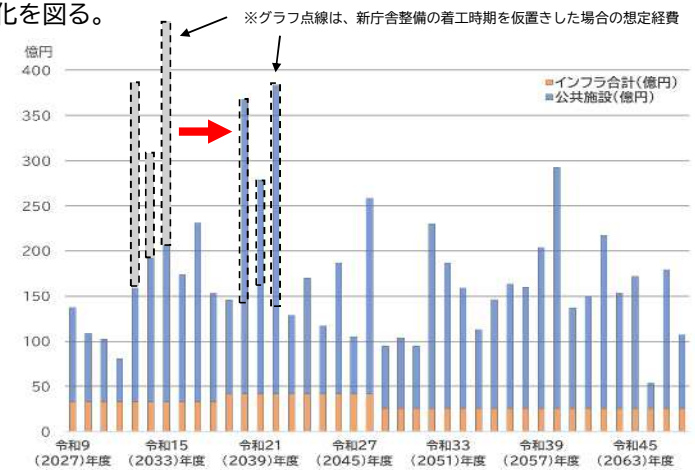
3．公共施設等の将来更新費用等の推計　（P13～P17）

・建築年代や維持管理状況、構造躯体の健全性、改修費用等を総合的に勘案し、長期使用が可能な施設の目標使用年数を90年とした。



4．公共施設等に対する投資の見通し　（P18）

・今後40年間の更新・改修の年平均額は約170億円となる。
・今後は各基金を計画的に積み立て、安定的に建替えや改修のための財源を確保していく。
・改修が一定の時期に集中する場合は、一部の施設の改修時期をずらす等により、財政負担の平準化を図る。



5．総合・計画的な管理に関する基本方針　（P20～P36）

・建替え時期は90年を目安にしながら、構造躯体の健全性確認等により、施設ごとに適切な時期を判断する。施設の需要が見込まれない場合等には施設の廃止を検討する。
・公共施設等の管理における基本的な方針として施設の老朽化、変化する行政需要、財政状況への対応を行う。
・公共施設等の建替え・改修においては、９つの基本方針に基づき実施する。
①長寿命化　②施設の安全確保　③ユニバーサルデザイン化の推進
④脱炭素化の推進　⑤集約化・複合化　⑥区民サービスの継続・向上
⑦順次移転方式　⑧多様な区民ニーズに対応可能な工法の採用
⑨民間活力の活用
・今後10年間は、学校建替えやふれあい館の新設等により、延床面積は増加するが、施設数は概ね現状維持とする。
・施設類型ごとの管理方針や長期的な方向性について整理し、今後は適切な維持管理、大規模改修等による長寿命化を図りながら、築後90年を迎えるまでに建替え・更新を行い、財政負担の平準化を図る。